

追加

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
1. 児童分野			
児童福祉法	児童相談所	一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する児童指導員	社536
		一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する保育士	社537
		一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する個別対応職員	社538
	里親支援センター	市町村連携支援員	社539
		レスパイト・ケア担当職員	社540
		障害児里親等支援担当職員	社541
	社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	就労等定着支援員	社542
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	就労等定着支援員	社543
4. その他の分野			
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	犯罪被害者等早期援助団体	相談業務等を行なう者	社544

変更

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
3. 障害者分野			
その他	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	社286
4. その他の分野			
その他	高次脳機能障害者支援センター （旧：高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関）	支援コーディネーター	社378